

## 覚 書

伊予森林組合（以下「甲」という。）と 渡部 恭一（以下「乙」という。）は、オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく甲の気候変動対策認証センターへの申請に関して、下記のとおり覚書を締結する。


## 記

1. 乙は、甲と管理委託契約を締結した山林において森林整備等により発生する J-VER に関する一切を甲に委譲する。
2. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、不適切な主伐や土地転用など、温室効果ガス吸収効果を消失させる行為を行わない。
3. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、毎年 4 月 30 日までに、申請の対象地に係る森林施業計画、伐採届、造林届等の写しを甲が気候変動対策認証センターに提出することに協力する。
4. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、申請の対象地を第三者に譲渡する際は、甲を通じて事前に気候変動対策認証センターに届出を行う。また、乙は、第三者に当該対象地を譲渡する契約を行う際は、①甲が制約した J-VER 制度利用約款及び特約を遵守するとともに契約主体としての地位及びこれに係る義務を譲受人に継承させるとともに、②譲受人から当該センターに対して、譲受人が当該約款及び特約を遵守する契約主体としての地位を継承すること及びこれに係る義務を譲受人が継承することを内容とする誓約書を提出させる。

平成 33 年 10 月 11 日

甲 住 所 愛媛県伊予市中山町中山丑 167 番地 3  
氏 名 伊 予 森 林 組 合  
代表理事組合長 西田 義晴

乙 住 所 松山市北川南 2 丁目 16-6

氏 名 渡部 恭一 

## 覚 書

伊予森林組合（以下「甲」という。）と 上西幸雄（以下「乙」という。）は、オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく甲の気候変動対策認証センターへの申請に関して、下記のとおり覚書を締結する。

### 記

1. 乙は、甲と管理委託契約を締結した山林において森林整備等により発生する J-VER に関する一切を甲に委譲する。
2. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、不適切な主伐や土地転用など、温室効果ガス吸収効果を消失させる行為を行わない。
3. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、毎年 4 月 30 日までに、申請の対象地に係る森林施業計画、伐採届、造林届等の写しを甲が気候変動対策認証センターに提出することに協力する。
4. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、申請の対象地を第三者に譲渡する際は、甲を通じて事前に気候変動対策認証センターに届出を行う。また、乙は、第三者に当該対象地を譲渡する契約を行う際は、①甲が制約した J-VER 制度利用約款及び特約を遵守するとともに契約主体としての地位及びこれに係る義務を譲受人に継承させるとともに、②譲受人から当該センターに対して、譲受人が当該約款及び特約を遵守する契約主体としての地位を継承すること及びこれに係る義務を譲受人が継承することを内容とする誓約書を提出させる。

平成 23 年 10 月 13 日

甲 住 所 愛媛県伊予市中山町中山丑 167 番地 3  
氏 名 伊 予 森 林 組 合  
代表理事組合長 西田 義晴

乙 住 所 伊予市中山町栗田甲 834  
氏 名 上西幸雄

## 覚 書


伊予森林組合（以下「甲」という。）と 藤 田 巖（以下「乙」という。）  
は、オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく甲の気候変動対策認証センターへの申請に関して、下記のとおり覚書を締結する。

### 記

1. 乙は、甲と管理委託契約を締結した山林において森林整備等により発生する J-VER に関する一切を甲に委譲する。
2. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、不適切な主伐や土地転用など、温室効果ガス吸収効果を消失させる行為を行わない。
3. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、毎年 4 月 30 日までに、申請の対象地に係る森林施業計画、伐採届、造林届等の写しを甲が気候変動対策認証センターに提出することに協力する。
4. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、申請の対象地を第三者に譲渡する際は、甲を通じて事前に気候変動対策認証センターに届出を行う。また、乙は、第三者に当該対象地を譲渡する契約を行う際は、①甲が制約した J-VER 制度利用約款及び特約を遵守するとともに契約主体としての地位及びこれに係る義務を譲受人に継承させるとともに、②譲受人から当該センターに対して、譲受人が当該約款及び特約を遵守する契約主体としての地位を継承すること及びこれに係る義務を譲受人が継承することを内容とする誓約書を提出させる。

平成 23 年 10 月 13 日

甲 住 所 愛媛県伊予市中山町中山丑 167 番地 3  
氏 名 伊 予 森 林 組 合  
代表理事組合長 西田 義晴

乙 住 所 中山町栗田甲 630  
氏 名 藤 田 巖 

## 覚 書

伊予森林組合（以下「甲」という。）と 和田マツミ（以下「乙」という。）は、オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく甲の気候変動対策認証センターへの申請に関して、下記のとおり覚書を締結する。

### 記

1. 乙は、甲と管理委託契約を締結した山林において森林整備等により発生する J-VER に関する一切を甲に委譲する。
2. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、不適切な主伐や土地転用など、温室効果ガス吸収効果を消失させる行為を行わない。
3. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、毎年 4 月 30 日までに、申請の対象地に係る森林施業計画、伐採届、造林届等の写しを甲が気候変動対策認証センターに提出することに協力する。
4. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、申請の対象地を第三者に譲渡する際は、甲を通じて事前に気候変動対策認証センターに届出を行う。また、乙は、第三者に当該対象地を譲渡する契約を行う際は、①甲が制約した J-VER 制度利用約款及び特約を遵守するとともに契約主体としての地位及びこれに係る義務を譲受人に継承させるとともに、②譲受人から当該センターに対して、譲受人が当該約款及び特約を遵守する契約主体としての地位を継承すること及びこれに係る義務を譲受人が継承することを内容とする誓約書を提出させる。

平成 23 年 12 月 13 日

甲 住 所 愛媛県伊予市中山町中山丑 167 番地 3  
氏 名 伊 予 森 林 組 合  
代表理事組合長 西田 義晴

乙 住 所 松山市土居田町 146-3

氏 名 和田マツミ



## 覚 書

伊予森林組合（以下「甲」という。）と 泉田 麗子（以下「乙」という。）は、オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく甲の気候変動対策認証センターへの申請に関して、下記のとおり覚書を締結する。

### 記

1. 乙は、甲と管理委託契約を締結した山林において森林整備等により発生する J-VER に関する一切を甲に委譲する。
2. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、不適切な主伐や土地転用など、温室効果ガス吸収効果を消失させる行為を行わない。
3. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、毎年 4 月 30 日までに、申請の対象地に係る森林施業計画、伐採届、造林届等の写しを甲が気候変動対策認証センターに提出することに協力する。
4. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、申請の対象地を第三者に譲渡する際は、甲を通じて事前に気候変動対策認証センターに届出を行う。また、乙は、第三者に当該対象地を譲渡する契約を行う際は、①甲が制約した J-VER 制度利用約款及び特約を遵守するとともに契約主体としての地位及びこれに係る義務を譲受人に継承させるとともに、②譲受人から当該センターに対して、譲受人が当該約款及び特約を遵守する契約主体としての地位を継承すること及びこれに係る義務を譲受人が継承することを内容とする誓約書を提出させる。

平成 23 年 10 月 14 日

甲 住 所 愛媛県伊予市中山町中山丑 167 番地 3  
氏 名 伊 予 森 林 組 合  
代表理事組合長 西田 義晴

乙 住 所 愛媛県伊予市中山町出津川  
2-2876  
氏 名 泉田 麗子 印

## 覚 書


伊予森林組合（以下「甲」という。）と 西田健司（以下「乙」という。）は、オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく甲の気候変動対策認証センターへの申請に関して、下記のとおり覚書を締結する。

### 記

1. 乙は、甲と管理委託契約を締結した山林において森林整備等により発生する J-VER に関する一切を甲に委譲する。
2. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、不適切な主伐や土地転用など、温室効果ガス吸収効果を消失させる行為を行わない。
3. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、毎年 4 月 30 日までに、申請の対象地に係る森林施業計画、伐採届、造林届等の写しを甲が気候変動対策認証センターに提出することに協力する。
4. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、申請の対象地を第三者に譲渡する際は、甲を通じて事前に気候変動対策認証センターに届出を行う。また、乙は、第三者に当該対象地を譲渡する契約を行う際は、①甲が制約した J-VER 制度利用約款及び特約を遵守するとともに契約主体としての地位及びこれに係る義務を譲受人に継承させるとともに、②譲受人から当該センターに対して、譲受人が当該約款及び特約を遵守する契約主体としての地位を継承すること及びこれに係る義務を譲受人が継承することを内容とする誓約書を提出させる。

平成 23 年 10 月 14 日

甲 住 所 愛媛県伊予市中山町中山丑 167 番地 3  
氏 名 伊 予 森 林 組 合  
代表理事組合長 西田 義晴

乙 住 所 伊予市中山町栗田甲 1181  
氏 名 西田健司  印

## 覚 書

伊予森林組合（以下「甲」という。）と 仙波良雄（以下「乙」という。）は、オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく甲の気候変動対策認証センターへの申請に関して、下記のとおり覚書を締結する。

### 記

1. 乙は、甲と管理委託契約を締結した山林において森林整備等により発生する J-VER に関する一切を甲に委譲する。
2. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、不適切な主伐や土地転用など、温室効果ガス吸収効果を消失させる行為を行わない。
3. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、毎年 4 月 30 日までに、申請の対象地に係る森林施業計画、伐採届、造林届等の写しを甲が気候変動対策認証センターに提出することに協力する。
4. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、申請の対象地を第三者に譲渡する際は、甲を通じて事前に気候変動対策認証センターに届出を行う。また、乙は、第三者に当該対象地を譲渡する契約を行う際は、①甲が制約した J-VER 制度利用約款及び特約を遵守するとともに契約主体としての地位及びこれに係る義務を譲受人に継承させるとともに、②譲受人から当該センターに対して、譲受人が当該約款及び特約を遵守する契約主体としての地位を継承すること及びこれに係る義務を譲受人が継承することを内容とする誓約書を提出させる。

平成 23 年 10 月 14 日

甲 住 所 愛媛県伊予市中山町中山丑 167 番地 3  
氏 名 伊 予 森 林 組 合  
代表理事組合長 西田 義晴

乙 住 所 伊予市中山町栗田甲 1080  
氏 名 仙波良雄 印

## 覚 書

伊予森林組合（以下「甲」という。）と 仙波隆則（以下「乙」という。）は、オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく甲の気候変動対策認証センターへの申請に関して、下記のとおり覚書を締結する。

### 記

1. 乙は、甲と管理委託契約を締結した山林において森林整備等により発生する J-VER に関する一切を甲に委譲する。
2. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、不適切な主伐や土地転用など、温室効果ガス吸収効果を消失させる行為を行わない。
3. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、毎年 4 月 30 日までに、申請の対象地に係る森林施業計画、伐採届、造林届等の写しを甲が気候変動対策認証センターに提出することに協力する。
4. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、申請の対象地を第三者に譲渡する際は、甲を通じて事前に気候変動対策認証センターに届出を行う。また、乙は、第三者に当該対象地を譲渡する契約を行う際は、①甲が制約した J-VER 制度利用約款及び特約を遵守するとともに契約主体としての地位及びこれに係る義務を譲受人に継承させるとともに、②譲受人から当該センターに対して、譲受人が当該約款及び特約を遵守する契約主体としての地位を継承すること及びこれに係る義務を譲受人が継承することを内容とする誓約書を提出させる。

平成 23 年 10 月 14 日

甲 住 所 愛媛県伊予市中山町中山丑 167 番地 3  
氏 名 伊 予 森 林 組 合  
代表理事組合長 西田 義晴

乙 住 所 保子市中山町栗田甲 1457  
氏 名 仙波隆則 印



## 覚 書

伊予森林組合（以下「甲」という。）と 福岡利通（以下「乙」という。）は、オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく甲の気候変動対策認証センターへの申請に関して、下記のとおり覚書を締結する。

### 記

1. 乙は、甲と管理委託契約を締結した山林において森林整備等により発生する J-VER に関する一切を甲に委譲する。
2. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、不適切な主伐や土地転用など、温室効果ガス吸収効果を消失させる行為を行わない。
3. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、毎年 4 月 30 日までに、申請の対象地に係る森林施業計画、伐採届、造林届等の写しを甲が気候変動対策認証センターに提出することに協力する。
4. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、申請の対象地を第三者に譲渡する際は、甲を通じて事前に気候変動対策認証センターに届出を行う。また、乙は、第三者に当該対象地を譲渡する契約を行う際は、①甲が制約した J-VER 制度利用約款及び特約を遵守するとともに契約主体としての地位及びこれに係る義務を譲受人に継承させるとともに、②譲受人から当該センターに対して、譲受人が当該約款及び特約を遵守する契約主体としての地位を継承すること及びこれに係る義務を譲受人が継承することを内容とする誓約書を提出させる。

平成 23 年 10 月 14 日

甲 住 所 愛媛県伊予市中山町中山丑 167 番地 3  
氏 名 伊 予 森 林 組 合  
代表理事組合長 西田 義晴

乙 住 所 新居町中山町桑田甲 1395  
氏 名 福岡利通 (印)

## 覚 書

伊予森林組合（以下「甲」という。）と 船田繁俊（以下「乙」という。）は、オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく甲の気候変動対策認証センターへの申請に関して、下記のとおり覚書を締結する。

### 記

1. 乙は、甲と管理委託契約を締結した山林において森林整備等により発生する J-VER に関する一切を甲に委譲する。
2. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、不適切な主伐や土地転用など、温室効果ガス吸収効果を消失させる行為を行わない。
3. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、毎年 4 月 30 日までに、申請の対象地に係る森林施業計画、伐採届、造林届等の写しを甲が気候変動対策認証センターに提出することに協力する。
4. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、申請の対象地を第三者に譲渡する際は、甲を通じて事前に気候変動対策認証センターに届出を行う。また、乙は、第三者に当該対象地を譲渡する契約を行う際は、①甲が制約した J-VER 制度利用約款及び特約を遵守するとともに契約主体としての地位及びこれに係る義務を譲受人に継承させるとともに、②譲受人から当該センターに対して、譲受人が当該約款及び特約を遵守する契約主体としての地位を継承すること及びこれに係る義務を譲受人が継承することを内容とする誓約書を提出させる。

平成 23 年 10 月 4 日

甲 住 所 愛媛県伊予市中山町中山丑 167 番地 3  
氏 名 伊 予 森 林 組 合  
代表理事組合長 西田 義晴

乙 住 所 伊予市中山町栗田甲 1397  
氏 名 船 田 繁 俊 謹

## 覚 書

伊予森林組合（以下「甲」という。）と 和田洋雄（以下「乙」という。）は、オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく甲の気候変動対策認証センターへの申請に関して、下記のとおり覚書を締結する。

### 記

1. 乙は、甲と管理委託契約を締結した山林において森林整備等により発生する J-VER に関する一切を甲に委譲する。
2. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、不適切な主伐や土地転用など、温室効果ガス吸収効果を消失させる行為を行わない。
3. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、毎年 4 月 30 日までに、申請の対象地に係る森林施業計画、伐採届、造林届等の写しを甲が気候変動対策認証センターに提出することに協力する。
4. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、申請の対象地を第三者に譲渡する際は、甲を通じて事前に気候変動対策認証センターに届出を行う。また、乙は、第三者に当該対象地を譲渡する契約を行う際は、①甲が制約した J-VER 制度利用約款及び特約を遵守するとともに契約主体としての地位及びこれに係る義務を譲受人に継承させるとともに、②譲受人から当該センターに対して、譲受人が当該約款及び特約を遵守する契約主体としての地位を継承すること及びこれに係る義務を譲受人が継承することを内容とする誓約書を提出させる。

平成 23 年 10 月 14 日

甲 住 所 愛媛県伊予市中山町中山丑 167 番地 3  
氏 名 伊 予 森 林 組 合  
代表理事組合長 西田 義晴

乙 住 所 伊予市中山町栗岡甲1134-1  
氏 名 和田洋雄

## 覚 書

伊予森林組合（以下「甲」という。）と 亀 岡 泰 三 （以下「乙」という。）は、オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく甲の気候変動対策認証センターへの申請に関して、下記のとおり覚書を締結する。

### 記

1. 乙は、甲と管理委託契約を締結した山林において森林整備等により発生する J-VER に関する一切を甲に委譲する。
2. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、不適切な主伐や土地転用など、温室効果ガス吸収効果を消失させる行為を行わない。
3. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、毎年 4 月 30 日までに、申請の対象地に係る森林施業計画、伐採届、造林届等の写しを甲が気候変動対策認証センターに提出することに協力する。
4. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、申請の対象地を第三者に譲渡する際は、甲を通じて事前に気候変動対策認証センターに届出を行う。また、乙は、第三者に当該対象地を譲渡する契約を行う際は、①甲が制約した J-VER 制度利用約款及び特約を遵守するとともに契約主体としての地位及びこれに係る義務を譲受人に継承させるとともに、②譲受人から当該センターに対して、譲受人が当該約款及び特約を遵守する契約主体としての地位を継承すること及びこれに係る義務を譲受人が継承することを内容とする誓約書を提出させる。

平成 23 年 10 月 17 日

甲 住 所 愛媛県伊予市中山町中山丑 167 番地 3  
氏 名 伊 予 森 林 組 合  
代表理事組合長 西田 義晴

乙 住 所 愛媛県伊予市中山町坂本谷甲 167 番地 7  
氏 名 亀 岡 泰 三 印

## 覚 書

伊予森林組合（以下「甲」という。）と 船久田 梨子（以下「乙」という。）は、オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく甲の気候変動対策認証センターへの申請に関して、下記のとおり覚書を締結する。

### 記

1. 乙は、甲と管理委託契約を締結した山林において森林整備等により発生する J-VER に関する一切を甲に委譲する。
2. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、不適切な主伐や土地転用など、温室効果ガス吸収効果を消失させる行為を行わない。
3. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、毎年 4 月 30 日までに、申請の対象地に係る森林施業計画、伐採届、造林届等の写しを甲が気候変動対策認証センターに提出することに協力する。
4. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、申請の対象地を第三者に譲渡する際は、甲を通じて事前に気候変動対策認証センターに届出を行う。また、乙は、第三者に当該対象地を譲渡する契約を行う際は、①甲が制約した J-VER 制度利用約款及び特約を遵守するとともに契約主体としての地位及びこれに係る義務を譲受人に継承させるとともに、②譲受人から当該センターに対して、譲受人が当該約款及び特約を遵守する契約主体としての地位を継承すること及びこれに係る義務を譲受人が継承することを内容とする誓約書を提出させる。

平成 23 年 10 月 17 日

甲 住 所 愛媛県伊予市中山町中山丑 167 番地 3  
氏 名 伊 予 森 林 組 合  
代表理事組合長 西田 義晴

乙 住 所 松山市丹内町和光苑 1099  
氏 名 船久田 梨子 印

## 覚 書

伊予森林組合（以下「甲」という。）と 武智 淳（以下「乙」という。）は、オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく甲の気候変動対策認証センターへの申請に関して、下記のとおり覚書を締結する。

### 記

1. 乙は、甲と管理委託契約を締結した山林において森林整備等により発生する J-VER に関する一切を甲に委譲する。
2. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、不適切な主伐や土地転用など、温室効果ガス吸収効果を消失させる行為を行わない。
3. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、毎年 4 月 30 日までに、申請の対象地に係る森林施業計画、伐採届、造林届等の写しを甲が気候変動対策認証センターに提出することに協力する。
4. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、申請の対象地を第三者に譲渡する際は、甲を通じて事前に気候変動対策認証センターに届出を行う。また、乙は、第三者に当該対象地を譲渡する契約を行う際は、①甲が制約した J-VER 制度利用約款及び特約を遵守するとともに契約主体としての地位及びこれに係る義務を譲受人に継承させるとともに、②譲受人から当該センターに対して、譲受人が当該約款及び特約を遵守する契約主体としての地位を継承すること及びこれに係る義務を譲受人が継承することを内容とする誓約書を提出させる。

平成 23 年 10 月 18 日

甲 住 所 愛媛県伊予市中山町中山丑 167 番地 3  
氏 名 伊 予 森 林 組 合  
代表理事組合長 西田 義晴

乙 住 所 伊予市中山町中山西 77  
氏 名 武智 淳 印

## 覚 書

伊予森林組合（以下「甲」という。）と 田 野 友 春（以下「乙」という。）は、オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく甲の気候変動対策認証センターへの申請に関して、下記のとおり覚書を締結する。

### 記

1. 乙は、甲と管理委託契約を締結した山林において森林整備等により発生するJ-VERに関する一切を甲に委譲する。
2. 乙は、平成35年3月31日までの間、不適切な主伐や土地転用など、温室効果ガス吸収効果を消失させる行為を行わない。
3. 乙は、平成35年3月31日までの間、毎年4月30日までに、申請の対象地に係る森林施業計画、伐採届、造林届等の写しを甲が気候変動対策認証センターに提出することに協力する。
4. 乙は、平成35年3月31日までの間に、申請の対象地を第三者に譲渡する際は、甲を通じて事前に気候変動対策認証センターに届出を行う。また、乙は、第三者に当該対象地を譲渡する契約を行う際は、①甲が制約したJ-VER制度利用約款及び特約を遵守するとともに契約主体としての地位及びこれに係る義務を譲受人に継承させるとともに、②譲受人から当該センターに対して、譲受人が当該約款及び特約を遵守する契約主体としての地位を継承すること及びこれに係る義務を譲受人が継承することを内容とする誓約書を提出させる。

平成23年10月18日

甲 住 所 愛媛県伊予市中山町中山丑167番地3  
氏 名 伊 予 森 林 組 合  
代表理事組合長 西田 義晴

乙 住 所 伊予市中山町出羽耕183  
氏 名 田 野 友 春 印

## 覚 書


伊予森林組合（以下「甲」という。）と 田野文子（以下「乙」という。）は、オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく甲の気候変動対策認証センターへの申請に関して、下記のとおり覚書を締結する。

### 記

1. 乙は、甲と管理委託契約を締結した山林において森林整備等により発生する J-VER に関する一切を甲に委譲する。
2. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、不適切な主伐や土地転用など、温室効果ガス吸収効果を消失させる行為を行わない。
3. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、毎年 4 月 30 日までに、申請の対象地に係る森林施業計画、伐採届、造林届等の写しを甲が気候変動対策認証センターに提出することに協力する。
4. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、申請の対象地を第三者に譲渡する際は、甲を通じて事前に気候変動対策認証センターに届出を行う。また、乙は、第三者に当該対象地を譲渡する契約を行う際は、①甲が制約した J-VER 制度利用約款及び特約を遵守するとともに契約主体としての地位及びこれに係る義務を譲受人に継承させるとともに、②譲受人から当該センターに対して、譲受人が当該約款及び特約を遵守する契約主体としての地位を継承すること及びこれに係る義務を譲受人が継承することを内容とする誓約書を提出させる。

平成 27 年 10 月 18 日

甲 住 所 愛媛県伊予市中山町中山丑 167 番地 3  
氏 名 伊 予 森 林 組 合  
代表理事組合長 西田 義晴

乙 住 所 伊予市中山町出栄 3-305  
氏 名 田野文子  印



## 覚 書

伊予森林組合（以下「甲」という。）と 大野 久志（以下「乙」という。）は、オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく甲の気候変動対策認証センターへの申請に関して、下記のとおり覚書を締結する。

### 記

1. 乙は、甲と管理委託契約を締結した山林において森林整備等により発生する J-VER に関する一切を甲に委譲する。
2. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、不適切な主伐や土地転用など、温室効果ガス吸収効果を消失させる行為を行わない。
3. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、毎年 4 月 30 日までに、申請の対象地に係る森林施業計画、伐採届、造林届等の写しを甲が気候変動対策認証センターに提出することに協力する。
4. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、申請の対象地を第三者に譲渡する際は、甲を通じて事前に気候変動対策認証センターに届出を行う。また、乙は、第三者に当該対象地を譲渡する契約を行う際は、①甲が制約した J-VER 制度利用約款及び特約を遵守するとともに契約主体としての地位及びこれに係る義務を譲受人に継承させるとともに、②譲受人から当該センターに対して、譲受人が当該約款及び特約を遵守する契約主体としての地位を継承すること及びこれに係る義務を譲受人が継承することを内容とする誓約書を提出させる。

平成 23 年 10 月 19 日

甲 住 所 愛媛県伊予市中山町中山丑 167 番地 3  
氏 名 伊 予 森 林 組 合  
代表理事組合長 西田 義晴

乙 住 所 松山市久保町 313-6  
氏 名 大野 久志 (印)

## 覚 書

伊予森林組合（以下「甲」という。）と **新岡通俊**（以下「乙」という。）は、オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく甲の気候変動対策認証センターへの申請に関して、下記のとおり覚書を締結する。

### 記

1. 乙は、甲と管理委託契約を締結した山林において森林整備等により発生する J-VER に関する一切を甲に委譲する。
2. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、不適切な主伐や土地転用など、温室効果ガス吸収効果を消失させる行為を行わない。
3. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、毎年 4 月 30 日までに、申請の対象地に係る森林施業計画、伐採届、造林届等の写しを甲が気候変動対策認証センターに提出することに協力する。
4. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、申請の対象地を第三者に譲渡する際は、甲を通じて事前に気候変動対策認証センターに届出を行う。また、乙は、第三者に当該対象地を譲渡する契約を行う際は、①甲が制約した J-VER 制度利用約款及び特約を遵守するとともに契約主体としての地位及びこれに係る義務を譲受人に継承させるとともに、②譲受人から当該センターに対して、譲受人が当該約款及び特約を遵守する契約主体としての地位を継承すること及びこれに係る義務を譲受人が継承することを内容とする誓約書を提出させる。

平成 23 年 10 月 19 日

甲 住 所 愛媛県伊予市中山町中山丑 167 番地 3  
氏 名 伊 予 森 林 組 合  
代表理事組合長 西田 義晴

乙 住 所 **愛媛県伊予市 松野出瀬**  
4番耕地 1745...2  
氏 名 **新岡通俊** 印

## 覚 書

伊予森林組合（以下「甲」という。）と 宮田 勝秀 （以下「乙」という。）は、オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく甲の気候変動対策認証センターへの申請に関して、下記のとおり覚書を締結する。

### 記

1. 乙は、甲と管理委託契約を締結した山林において森林整備等により発生するJ-VERに関する一切を甲に委譲する。
2. 乙は、平成35年3月31日までの間、不適切な主伐や土地転用など、温室効果ガス吸収効果を消失させる行為を行わない。
3. 乙は、平成35年3月31日までの間、毎年4月30日までに、申請の対象地に係る森林施業計画、伐採届、造林届等の写しを甲が気候変動対策認証センターに提出することに協力する。
4. 乙は、平成35年3月31日までの間に、申請の対象地を第三者に譲渡する際は、甲を通じて事前に気候変動対策認証センターに届出を行う。また、乙は、第三者に当該対象地を譲渡する契約を行う際は、①甲が制約したJ-VER制度利用約款及び特約を遵守するとともに契約主体としての地位及びこれに係る義務を譲受人に継承させるとともに、②譲受人から当該センターに対して、譲受人が当該約款及び特約を遵守する契約主体としての地位を継承すること及びこれに係る義務を譲受人が継承することを内容とする誓約書を提出させる。

平成23年10月19日

甲 住 所 愛媛県伊予市中山町中山丑167番地3  
氏 名 伊 予 森 林 組 合  
代表理事組合長 西田 義晴

乙 住 所 愛媛県伊予市中山町中山午612  
氏 名 宮田 勝秀 印

## 覚 書

伊予森林組合（以下「甲」という。）と 上田時義（以下「乙」という。）は、オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく甲の気候変動対策認証センターへの申請に関して、下記のとおり覚書を締結する。

### 記

1. 乙は、甲と管理委託契約を締結した山林において森林整備等により発生する J-VER に関する一切を甲に委譲する。
2. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、不適切な主伐や土地転用など、温室効果ガス吸収効果を消失させる行為を行わない。
3. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、毎年 4 月 30 日までに、申請の対象地に係る森林施業計画、伐採届、造林届等の写しを甲が気候変動対策認証センターに提出することに協力する。
4. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、申請の対象地を第三者に譲渡する際は、甲を通じて事前に気候変動対策認証センターに届出を行う。また、乙は、第三者に当該対象地を譲渡する契約を行う際は、①甲が制約した J-VER 制度利用約款及び特約を遵守するとともに契約主体としての地位及びこれに係る義務を譲受人に継承させるとともに、②譲受人から当該センターに対して、譲受人が当該約款及び特約を遵守する契約主体としての地位を継承すること及びこれに係る義務を譲受人が継承することを内容とする誓約書を提出させる。

平成 23 年 10 月 26 日

甲 住 所 愛媛県伊予市中山町中山丑 167 番地 3  
氏 名 伊 予 森 林 組 合  
代表理事組合長 西田 義晴

乙 住 所 伊予市中山町出湯 3-1843  
氏 名 上田時義 印

## 覚 書


伊予森林組合（以下「甲」という。）と 岡田 早苗（以下「乙」という。）は、オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく甲の気候変動対策認証センターへの申請に関して、下記のとおり覚書を締結する。

### 記

1. 乙は、甲と管理委託契約を締結した山林において森林整備等により発生する J-VER に関する一切を甲に委譲する。
2. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、不適切な主伐や土地転用など、温室効果ガス吸収効果を消失させる行為を行わない。
3. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、毎年 4 月 30 日までに、申請の対象地に係る森林施業計画、伐採届、造林届等の写しを甲が気候変動対策認証センターに提出することに協力する。
4. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、申請の対象地を第三者に譲渡する際は、甲を通じて事前に気候変動対策認証センターに届出を行う。また、乙は、第三者に当該対象地を譲渡する契約を行う際は、①甲が制約した J-VER 制度利用約款及び特約を遵守するとともに契約主体としての地位及びこれに係る義務を譲受人に継承させるとともに、②譲受人から当該センターに対して、譲受人が当該約款及び特約を遵守する契約主体としての地位を継承すること及びこれに係る義務を譲受人が継承することを内容とする誓約書を提出させる。

平成 23 年 10 月 20 日

甲 住 所 愛媛県伊予市中山町中山丑 167 番地 3  
氏 名 伊 予 森 林 組 合  
代表理事組合長 西田 義晴

乙 住 所 松山市湊町 2丁目 1-38  
氏 名 岡田 早苗 

## 覚 書

伊予森林組合（以下「甲」という。）と 窪中芳華（以下「乙」という。）は、オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく甲の気候変動対策認証センターへの申請に関して、下記のとおり覚書を締結する。

### 記

1. 乙は、甲と管理委託契約を締結した山林において森林整備等により発生する J-VER に関する一切を甲に委譲する。
2. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、不適切な主伐や土地転用など、温室効果ガス吸収効果を消失させる行為を行わない。
3. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、毎年 4 月 30 日までに、申請の対象地に係る森林施業計画、伐採届、造林届等の写しを甲が気候変動対策認証センターに提出することに協力する。
4. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、申請の対象地を第三者に譲渡する際は、甲を通じて事前に気候変動対策認証センターに届出を行う。また、乙は、第三者に当該対象地を譲渡する契約を行う際は、①甲が制約した J-VER 制度利用約款及び特約を遵守するとともに契約主体としての地位及びこれに係る義務を譲受人に継承させるとともに、②譲受人から当該センターに対して、譲受人が当該約款及び特約を遵守する契約主体としての地位を継承すること及びこれに係る義務を譲受人が継承することを内容とする誓約書を提出させる。

平成 23 年 10 月 20 日

甲 住 所 愛媛県伊予市中山町中山丑 167 番地 3  
氏 名 伊 予 森 林 組 合  
代表理事組合長 西田 義晴

乙 住 所 愛媛県伊予市中山町中山丑 167 番地 3  
氏 名 窪中芳華 142  
明

## 覚 書

伊予森林組合（以下「甲」という。）と **西村 明確**（以下「乙」という。）は、オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく甲の気候変動対策認証センターへの申請に関して、下記のとおり覚書を締結する。

### 記

1. 乙は、甲と管理委託契約を締結した山林において森林整備等により発生する J-VER に関する一切を甲に委譲する。
2. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、不適切な主伐や土地転用など、温室効果ガス吸収効果を消失させる行為を行わない。
3. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、毎年 4 月 30 日までに、申請の対象地に係る森林施業計画、伐採届、造林届等の写しを甲が気候変動対策認証センターに提出することに協力する。
4. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、申請の対象地を第三者に譲渡する際は、甲を通じて事前に気候変動対策認証センターに届出を行う。また、乙は、第三者に当該対象地を譲渡する契約を行う際は、①甲が制約した J-VER 制度利用約款及び特約を遵守するとともに契約主体としての地位及びこれに係る義務を譲受人に継承させるとともに、②譲受人から当該センターに対して、譲受人が当該約款及び特約を遵守する契約主体としての地位を継承すること及びこれに係る義務を譲受人が継承することを内容とする誓約書を提出させる。

平成 **23** 年 **10** 月 **21** 日

甲 住 所 愛媛県伊予市中山町中山丑 167 番地 3  
氏 名 伊 予 森 林 組 合  
代表理事組合長 西田 義晴

乙 住 所 **愛媛県松山市立花6丁目6番地1**  
氏 名 **西村 明確**

## 覚 書


伊予森林組合（以下「甲」という。）と 吉岡 徳一（以下「乙」という。）は、オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく甲の気候変動対策認証センターへの申請に関して、下記のとおり覚書を締結する。

### 記

1. 乙は、甲と管理委託契約を締結した山林において森林整備等により発生する J-VER に関する一切を甲に委譲する。
2. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、不適切な主伐や土地転用など、温室効果ガス吸収効果を消失させる行為を行わない。
3. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、毎年 4 月 30 日までに、申請の対象地に係る森林施業計画、伐採届、造林届等の写しを甲が気候変動対策認証センターに提出することに協力する。
4. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、申請の対象地を第三者に譲渡する際は、甲を通じて事前に気候変動対策認証センターに届出を行う。また、乙は、第三者に当該対象地を譲渡する契約を行う際は、①甲が制約した J-VER 制度利用約款及び特約を遵守するとともに契約主体としての地位及びこれに係る義務を譲受人に継承させるとともに、②譲受人から当該センターに対して、譲受人が当該約款及び特約を遵守する契約主体としての地位を継承すること及びこれに係る義務を譲受人が継承することを内容とする誓約書を提出させる。

平成 23 年 10 月 22 日

甲 住 所 愛媛県伊予市中山町中山丑 167 番地 3  
氏 名 伊 予 森 林 組 合  
代表理事組合長 西田 義晴

乙 住 所 松山市花田町 6-8  
氏 名 吉岡 徳一 



## 覚 書


伊予森林組合（以下「甲」という。）と 文内力（以下「乙」という。）は、オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく甲の気候変動対策認証センターへの申請に関して、下記のとおり覚書を締結する。

### 記

1. 乙は、甲と管理委託契約を締結した山林において森林整備等により発生する J-VER に関する一切を甲に委譲する。
2. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、不適切な主伐や土地転用など、温室効果ガス吸収効果を消失させる行為を行わない。
3. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、毎年 4 月 30 日までに、申請の対象地に係る森林施業計画、伐採届、造林届等の写しを甲が気候変動対策認証センターに提出することに協力する。
4. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、申請の対象地を第三者に譲渡する際は、甲を通じて事前に気候変動対策認証センターに届出を行う。また、乙は、第三者に当該対象地を譲渡する契約を行う際は、①甲が制約した J-VER 制度利用約款及び特約を遵守するとともに契約主体としての地位及びこれに係る義務を譲受人に継承させるとともに、②譲受人から当該センターに対して、譲受人が当該約款及び特約を遵守する契約主体としての地位を継承すること及びこれに係る義務を譲受人が継承することを内容とする誓約書を提出させる。

平成 27 年 10 月 25 日

甲 住 所 愛媛県伊予市中山町中山丑 167 番地 3  
氏 名 伊 予 森 林 組 合  
代表理事組合長 西田 義晴

乙 住 所 愛媛県松山市五花 5丁目3-46  
氏 名 文内力 

覚

伊予市中山町栗田 1419-2

伊予森林組合（以下「甲」という。）と 宮内義輝（以下「乙」という。）  
は、オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく甲の気候変動対策認証センターへの申請に関して、下記のとおり覚書を締結する。

記

1. 乙は、甲と管理委託契約を締結した山林において森林整備等により発生する J-VER に関する一切を甲に委譲する。
2. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、不適切な主伐や土地転用など、温室効果ガス吸収効果を消失させる行為を行わない。
3. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、毎年 4 月 30 日までに、申請の対象地に係る森林施業計画、伐採届、造林届等の写しを甲が気候変動対策認証センターに提出することに協力する。
4. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、申請の対象地を第三者に譲渡する際は、甲を通じて事前に気候変動対策認証センターに届出を行う。また、乙は、第三者に当該対象地を譲渡する契約を行う際は、①甲が制約した J-VER 制度利用約款及び特約を遵守するとともに契約主体としての地位及びこれに係る義務を譲受人に継承させるとともに、②譲受人から当該センターに対して、譲受人が当該約款及び特約を遵守する契約主体としての地位を継承すること及びこれに係る義務を譲受人が継承することを内容とする誓約書を提出させる。

平成 23 年 10 月 30 日

甲 住 所 愛媛県伊予市中山町中山丑 167 番地 3  
氏 名 伊 予 森 林 組 合  
代表理事組合長 西田 義晴

乙 住 所 愛媛県伊予市中山町栗田  
氏 名 宮内義輝 印 甲 1419-2

覚 書


伊予森林組合（以下「甲」という。）と 植田 広美（以下「乙」という。）  
は、オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく甲の気候変動対策認証センターへの申請に関して、下記のとおり覚書を締結する。

記

1. 乙は、甲と管理委託契約を締結した山林において森林整備等により発生する J-VER に関する一切を甲に委譲する。
2. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、不適切な主伐や土地転用など、温室効果ガス吸収効果を消失させる行為を行わない。
3. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、毎年 4 月 30 日までに、申請の対象地に係る森林施業計画、伐採届、造林届等の写しを甲が気候変動対策認証センターに提出することに協力する。
4. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、申請の対象地を第三者に譲渡する際は、甲を通じて事前に気候変動対策認証センターに届出を行う。また、乙は、第三者に当該対象地を譲渡する契約を行う際は、①甲が制約した J-VER 制度利用約款及び特約を遵守するとともに契約主体としての地位及びこれに係る義務を譲受人に継承させるとともに、②譲受人から当該センターに対して、譲受人が当該約款及び特約を遵守する契約主体としての地位を継承すること及びこれに係る義務を譲受人が継承することを内容とする誓約書を提出させる。

平成 23 年 / 0 月 3 / 日

甲 住 所 愛媛県伊予市中山町中山丑 167 番地 3  
氏 名 伊 予 森 林 組 合  
代表理事組合長 西田 義晴

乙 住 所 伊予市中山町出川 3-1881  
氏 名 植田 広美 

## 覚 書

伊予森林組合（以下「甲」という。）と 竹内 茂（以下「乙」という。）は、オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく甲の気候変動対策認証センターへの申請に関して、下記のとおり覚書を締結する。

### 記

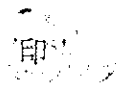
1. 乙は、甲と管理委託契約を締結した山林において森林整備等により発生するJ-VERに関する一切を甲に委譲する。
2. 乙は、平成35年3月31日までの間、不適切な主伐や土地転用など、温室効果ガス吸収効果を消失させる行為を行わない。
3. 乙は、平成35年3月31日までの間、毎年4月30日までに、申請の対象地に係る森林施業計画、伐採届、造林届等の写しを甲が気候変動対策認証センターに提出することに協力する。
4. 乙は、平成35年3月31日までの間に、申請の対象地を第三者に譲渡する際は、甲を通じて事前に気候変動対策認証センターに届出を行う。また、乙は、第三者に当該対象地を譲渡する契約を行う際は、①甲が制約したJ-VER制度利用約款及び特約を遵守するとともに契約主体としての地位及びこれに係る義務を譲受人に継承させるとともに、②譲受人から当該センターに対して、譲受人が当該約款及び特約を遵守する契約主体としての地位を継承すること及びこれに係る義務を譲受人が継承することを内容とする誓約書を提出させる。

平成23年6月31日

甲 住 所 愛媛県伊予市中山町中山丑167番地3  
氏 名 伊 予 森 林 組 合  
代表理事組合長 西田 義晴

乙 住 所 伊予市中山町組

氏 名 竹 内 茂



## 覚 書

伊予森林組合（以下「甲」という。）と 大内 浩 （以下「乙」という。）は、オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく甲の気候変動対策認証センターへの申請に関して、下記のとおり覚書を締結する。

### 記


1. 乙は、甲と管理委託契約を締結した山林において森林整備等により発生する J-VER に関する一切を甲に委譲する。
2. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、不適切な主伐や土地転用など、温室効果ガス吸収効果を消失させる行為を行わない。
3. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、毎年 4 月 30 日までに、申請の対象地に係る森林施業計画、伐採届、造林届等の写しを甲が気候変動対策認証センターに提出することに協力する。
4. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、申請の対象地を第三者に譲渡する際は、甲を通じて事前に気候変動対策認証センターに届出を行う。また、乙は、第三者に当該対象地を譲渡する契約を行う際は、①甲が制約した J-VER 制度利用約款及び特約を遵守するとともに契約主体としての地位及びこれに係る義務を譲受人に継承させるとともに、②譲受人から当該センターに対して、譲受人が当該約款及び特約を遵守する契約主体としての地位を継承すること及びこれに係る義務を譲受人が継承することを内容とする誓約書を提出させる。

平成 23 年 11 月 3 日

甲 住 所 愛媛県伊予市中山町中山丑 167 番地 3  
氏 名 伊 予 森 林 組 合  
代表理事組合長 西田 義晴

乙 住 所 愛媛県松山市余戸西  
五丁目 1-4  
氏 名 大内 浩 印

## 覚 書


伊予森林組合（以下「甲」という。）と 西岡 一高  下「乙」という。）は、オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく甲の気候変動対策認証センターへの申請に関して、下記のとおり覚書を締結する。

### 記

1. 乙は、甲と管理委託契約を締結した山林において森林整備等により発生する J-VER に関する一切を甲に委譲する。
2. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、不適切な主伐や土地転用など、温室効果ガス吸収効果を消失させる行為を行わない。
3. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、毎年 4 月 30 日までに、申請の対象地に係る森林施業計画、伐採届、造林届等の写しを甲が気候変動対策認証センターに提出することに協力する。
4. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、申請の対象地を第三者に譲渡する際は、甲を通じて事前に気候変動対策認証センターに届出を行う。また、乙は、第三者に当該対象地を譲渡する契約を行う際は、①甲が制約した J-VER 制度利用約款及び特約を遵守するとともに契約主体としての地位及びこれに係る義務を譲受人に継承させるとともに、②譲受人から当該センターに対して、譲受人が当該約款及び特約を遵守する契約主体としての地位を継承すること及びこれに係る義務を譲受人が継承することを内容とする誓約書を提出させる。

平成 23 年 11 月 8 日

甲 住 所 愛媛県伊予市中山町中山丑 167 番地 3  
氏 名 伊 予 森 林 組 合  
代表理事組合長 西田 義晴

乙 住 所 伊予市中山町栗田甲 645  
氏 名 西岡 一高 

## 覚 書

伊予森林組合（以下「甲」という。）と 中岡健一（以下「乙」という。）は、オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく甲の気候変動対策認証センターへの申請に関して、下記のとおり覚書を締結する。

### 記

1. 乙は、甲と管理委託契約を締結した山林において森林整備等により発生する J-VER に関する一切を甲に委譲する。
2. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、不適切な主伐や土地転用など、温室効果ガス吸収効果を消失させる行為を行わない。
3. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、毎年 4 月 30 日までに、申請の対象地に係る森林施業計画、伐採届、造林届等の写しを甲が気候変動対策認証センターに提出することに協力する。
4. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、申請の対象地を第三者に譲渡する際は、甲を通じて事前に気候変動対策認証センターに届出を行う。また、乙は、第三者に当該対象地を譲渡する契約を行う際は、①甲が制約した J-VER 制度利用約款及び特約を遵守するとともに契約主体としての地位及びこれに係る義務を譲受人に継承させるとともに、②譲受人から当該センターに対して、譲受人が当該約款及び特約を遵守する契約主体としての地位を継承すること及びこれに係る義務を譲受人が継承することを内容とする誓約書を提出させる。

平成 23 年 11 月 8 日

甲 住 所 愛媛県伊予市中山町中山丑 167 番地 3  
氏 名 伊 予 森 林 組 合  
代表理事組合長 西田 義晴

乙 住 所 中山町大字栗田甲 561  
氏 名 中 岡 健 一

## 覚 書


伊予森林組合（以下「甲」という。）と 栗田三島神社（以下「乙」という。）は、オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく甲の気候変動対策認証センターへの申請に関して、下記のとおり覚書を締結する。

### 記

1. 乙は、甲と管理委託契約を締結した山林において森林整備等により発生する J-VER に関する一切を甲に委譲する。
2. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、不適切な主伐や土地転用など、温室効果ガス吸収効果を消失させる行為を行わない。
3. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、毎年 4 月 30 日までに、申請の対象地に係る森林施業計画、伐採届、造林届等の写しを甲が気候変動対策認証センターに提出することに協力する。
4. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、申請の対象地を第三者に譲渡する際は、甲を通じて事前に気候変動対策認証センターに届出を行う。また、乙は、第三者に当該対象地を譲渡する契約を行う際は、①甲が制約した J-VER 制度利用約款及び特約を遵守するとともに契約主体としての地位及びこれに係る義務を譲受人に継承させるとともに、②譲受人から当該センターに対して、譲受人が当該約款及び特約を遵守する契約主体としての地位を継承すること及びこれに係る義務を譲受人が継承することを内容とする誓約書を提出させる。

平成 23 年 11 月 8 日

甲 住 所 愛媛県伊予市中山町中山丑 167 番地 3  
氏 名 伊 予 森 林 組 合  
代表理事組合長 西田 義晴

乙 住 所 伊予市中山町栗田栗田三島神社  
氏 名 代表 中 岡 健 



## 覚 書

伊予森林組合（以下「甲」という。）と 山本 武夫（以下「乙」という。）は、オフセット・クレジット（J-VER）制度に基づく甲の気候変動対策認証センターへの申請に関して、下記のとおり覚書を締結する。


### 記

1. 乙は、甲と管理委託契約を締結した山林において森林整備等により発生する J-VER に関する一切を甲に委譲する。
2. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、不適切な主伐や土地転用など、温室効果ガス吸収効果を消失させる行為を行わない。
3. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間、毎年 4 月 30 日までに、申請の対象地に係る森林施業計画、伐採届、造林届等の写しを甲が気候変動対策認証センターに提出することに協力する。
4. 乙は、平成 35 年 3 月 31 日までの間に、申請の対象地を第三者に譲渡する際は、甲を通じて事前に気候変動対策認証センターに届出を行う。また、乙は、第三者に当該対象地を譲渡する契約を行う際は、①甲が制約した J-VER 制度利用約款及び特約を遵守するとともに契約主体としての地位及びこれに係る義務を譲受人に継承させるとともに、②譲受人から当該センターに対して、譲受人が当該約款及び特約を遵守する契約主体としての地位を継承すること及びこれに係る義務を譲受人が継承することを内容とする誓約書を提出させる。

平成 23 年 // 月 // 日

甲 住 所 愛媛県伊予市中山町中山丑 167 番地 3  
氏 名 伊 予 森 林 組 合  
代表理事組合長 西田 義晴

乙 住 所 愛媛県  
伊予市下吾川 1249-5

氏 名 山本 武夫  印